

事務局長

おはようございます。

総会の開催前に議案の取り下げが2件ありますので、ご説明いたします。

議案ナンバー1、63ページ55番です。一括方式の案件でございます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは兄妹です。〇〇〇〇さんは前耕作者から返された申請農地について、兄である〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さんに耕作をお願いしました。〇〇さんは一旦引き受けて契約しましたが、農地が遠く耕作不便であることから契約の解消を希望したものです。次に175ページ、農地法第3条目的の買受適格証明願いについて、2番の案件でございます。この案件は所有者から自作分の田を残して欲しいと申し入れがあり、公売する農地の筆数を変更するため公売公告が取り下げられ、これに伴い申請が無効になることから本申請を取り下げるものでございます。以上、2案件が取り下げられましたので、よろしくお願いいたします。

改めまして農繁期でお忙しいところ、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。少しでも早く委員の皆様が農作業を始められるようスムーズな進行に務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、欠席の届け出が、12番、高川吉昭委員、14番、高橋勝範委員、21番、鈴木靖浩委員、23番、田村誠市委員から出ております。

それでは定刻となりましたので、ただいまから第25回大仙市農業委員会総会を開催いたします。
(午前9時 開会)

はじめに会長からご挨拶を頂戴いたします。

細谷精悦会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は20名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前回4月9日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第25回総会までの業務報告書をご覧ください。

4月9日に第24回農業委員会総会を、委員23名、推進委員21名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。

4月16日に県南地区農業委員会会長会総会が横手市松興会館において開催され、会長と私が出席いたしました。

その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上で、主な業務報告といたします。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議 長

本日の会議を開会します。はじめに議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、10番、小笠原喜悦委員、11番、長澤信徳委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和7年5月13日 提出

大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

事務局の説明を求めます。

３ページ、６番をご覧ください。農地の所在は、松倉〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積が〇〇〇平方メートル外、畑１筆、計２筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。新規の使用貸借権の設定です。貸付人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、８５歳。借受人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、８３歳です。設定期間は１０年です。

申請理由につきまして、強化法利用権設定の期間満了を機に農地法第３条で契約するものです。貸付人の〇〇さんは体調不良のため管理できないことから、賃借料はいらないのでこれからも管理して欲しいという要望から使用貸借となっております。

[illegible][illegible][illegible][illegible]

20ページ、40番をご説明いたします。農地の所在は、南外〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、

議長

事務局長

議長

議長

議長

議長

参与

参与

から1年間です。許可基準における立地基準につきまして、当該地は農振農用地区域外であり、周囲を山林に囲まれており市街化の傾向もないことに加えて、農業公共投資の対象外である集団から孤立した生産力の低い農地です。これらの理由から当該地は、甲種や第1種、第3種に該当しない第2種農地に分類されます。第2種農地は、非農地や第3種農地で代わりになる土地がない場合には、許可できることとなっています。農地法施行令第11条第1項第1号により、一時的に資材置き場として農地を使用するものであることから、許可基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議 長 事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。案件2番から3番についてお願いします。

渡邊敏雄委員 17番、渡邊です。先般、事務局と共に申請地を確認して参りました。2番につきましては、この土地そのものが市街地向けの基盤整備をした土地です。相当前になりますけれども、もう少し畑や田の名義で残っている農地の一か所であります。これにつきましては、ほぼ市街地になっている土地なので、何ら問題ありません。なお3番につきましては、資料ご覧になってわかるとおり、すぐ近くに福部内川が流れています。この川はちょっとした雨が降ると全国版に載るほどの水害常習地であります。そんなことで長く耕作放棄地となっていました、ようやく処分できたということで、地主の方々は喜んでいるところです。相当数の土盛りをして資材置き場として使用するものです。これについても何ら問題ないと思います。

議 長 案件4番についてお願いします。

玉井慎太郎委員 9番、玉井です。5月7日に事務局と現地確認してきました。事務局の説明のとおり問題のないことを確認していますので、よろしく願いいたします。

議 長 案件5番についてお願いします。

茂木靖雄委員 22番、茂木です。4月22日、事務局と現地確認してきました。事務局の説明のとおり何ら問題は無いと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

議 長 案件6番についてお願いします。

佐藤吉男委員 3番、佐藤です。5月2日に現地確認して参りました。この場所は国道105号線と大仙市の市道に挟まれた土地でございます。周囲は山林ですので、問題のないことを確認してきましたので、よろしく願いいたします。

事務局長 現地調査大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長 質疑無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長	次に、議案第3号の農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題とします。
事務局長	議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める
	令和7年5月13日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦
議 長	議案第3号、案件23番、24番は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案ですが、〇〇委員は本日欠席しておりますので、本案件は一般案件に繰り入れて個別の審議は省略いたします。
議 長	議案第3号、案件25番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。 (〇〇委員 退席)
議 長	事務局の説明を求めます。
参 与	47ページの25番についてご説明いたします。利用権を設定する農地は、大曲〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田11筆、計12筆、合計面積〇〇〇〇〇〇平方メートルです。農地中間管理事業による新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、73歳です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんです。10アール当たりの賃借料は〇〇〇〇〇〇円、設定期間は他の契約の終期に合わせて9年10カ月です。 申出理由といたしまして、当該農地は現在、〇〇さんが自ら耕作しておりますが、高齢になったため経営規模の縮小を希望し、近隣を耕作する法人に耕作をお願いするものです。 なお、この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	無いようですので、これより採決いたします。 本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。 (〇〇委員 入場)
議 長	議案第3号、案件26番から31番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。 (〇〇委員 退席)
議 長	事務局の説明を求めます。

参 与

[illegible]

申出理由としまして、当該農地は現在、太田南部地区ほ場整備事業が進められており、太田地域横沢地区の面工事が終了したことにより、ほ場整備を契機とした新設法人と賃貸借契約をするものであります。

参与

[illegible][illegible]

これらの案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。

(〇〇委員 入場)

議長

次に、議案第３号の案件３２番ですが、この件に関しては会議規則第２８条の規定により、本議案の〇〇〇〇〇〇〇〇が案件終了まで退席します。

代わりに議長として、議事の進行は、鈴木会長職務代理者をお願いします。

(○○○○ 退席)

(鈴木会長職務代理者 議長席に着席)

鈴木正雄会長
職務代理者

暫時の間、議長を務めさせていただきます。

議長

議案第3号の案件32番を議題とします。事務局の説明を求めます。

参与

50ページ、32番をご説明いたします。利用権を設定する農地は、太田町川口〇〇〇〇〇

参与

参与

事務局長

議長

議長

議長

12

次に、議案第4号の農地法第3条目的の買受適格証明願いについてを議題とします。

議案第4号、農地法第3条目的の買受適格証明願いについて
農地法第3条目的の買受適格証明願いが、下記農地についてあったので審議を求める

令和7年5月13日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

なお、買受適格証明願いについては、今回適格者として認められた方が落札し、農地法第3条の許可申請をする際、次回の総会に諮ることなく、許可をして差し支えない旨を併せてご審議頂きますようお願い申し上げます。

事務局の説明を求めます。

１

申出理由といたしまして、〇〇さんは経営規模拡大のため入札に参加したいと考え、入札期日前に開催される今総会での申請となったものです。

次ページの農地法第3条調査書をご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しない旨を記載したものですのでご確認願います。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

質疑無いようですので、これより採決いたします。

議案第４号の農地法第３条目的の買受適格証明願いについては、申請者を適格者であると認め、併せてこの方が落札して当委員会へ農地法第３条許可を申請された際、証明書交付時と事実が異なると認められない時は、次の総会に諮ることなく、直ちに農地法第３条許可をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成ですので、議案第4号の農地法第3条目的の買受適格証明願いについては、原案のとおり交付することに決定しました。

次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告についてを議題とします。

報告第1号、農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する

令和7年5月13日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

事務局より報告願います。

参 与

議案書の別冊ナンバー2、1ページから3ページをご覧ください。記載の24の法人からの報告がありました。順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承ください。詳細につきましては、4ページから87ページをご覧ください。

結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。なお、1ページ目の4番、〇〇〇〇〇〇の所在地ですが、番地の後に不要な数式が入ってしまいました。お詫びして訂正させていただきます。法人報告については以上になります。

議 長

以上報告いたします。

議 長

これで本日の日程は全て終了しました。その他、事務局から何かございませんか。

議 長

委員の方々から何かありませんか。

無いようですので、以上をもちまして、第25回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。本日は、ご苦労様でした。

(午前10時1分 閉会)